

第24回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 令和元年7月16日(火) 午前10時00分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) 検討項目(案)について

(2) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番 河村幸雄君

2番 板垣一徳君

3番 大滝久志君

4番 長谷川孝君

5番 佐藤重陽君

6番 鈴木好彦君

7番 川村敏晴君

8番 尾形修平君

9番 竹内喜代嗣君

10番 渡辺昌君

11番 平山耕君

6 欠席委員(0名)

なし

7 委員外議員(0名)

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長 小林政一

次長 内山治夫

主査 菅井洋子

(午前10時00分)

委員長(平山耕君)開会を宣する。

協議事項(1) 検討項目(案)について

平山委員長 協議事項の(1) 検討項目(案)についてを議題とする。

事務局長 お手元の資料一枚ものである。検討項目(案)として挙げてある。一番下のところで委員がい委員の発言のがいの字がひらがなになっているが申し訳ない。漢字の外で修正をお願いする。この左側の項目名については前回、各会派から出していただいたもののうち、前回の会議の中で発言のあったものをピックアップして挙げたものが上からの3つである。市民と議会の懇談会のあり方について、それから議会活動の活性化の方策としての自己評価、議会評価の見える化、それから議員及び委員会運営の質向上に向けた取り組みということであった。その下の厚生年金への加入については、所属する全国市議会議長会のほうでこれを継続して要望として上げていて、各所属議会の

ほうにもこれを意見書として上げてもらうようにということで要請がきている。これについては、一旦こちら議会のほうでも検討をしていただいて、これについては意見書の提出には至らないということで結論を得ていたわけだが、その後、この議会改革調査研究特別委員会の中でも議員のなり手のこと等についての話、それから報酬等のこともあったわけなのであらためてこちらを検討するかということも挙げてみたものである。一番下の委員外議員の発言については、こちら議会改革の場ではなかったが、議会運営委員会の場で発言があって、このことについて取り組んでもらいたいということがあったのでここで上げたものである。以上である。

- 平山委員長
長谷川 孝
事務 局長
平山委員長
竹内喜代嗣
平山委員長
尾形 修平
平山委員長
尾形 修平
鈴木 好彦
- この件について皆さんのご意見を伺う。
- 最後の委員外議員の発言についてというのは、委員外議員が発言しやすいようにするのか、それともどういう意味なのかわからないのだが。
- 具体的内容に入れてなくて申し訳ない。こちらについては、元来が委員会制をしいていて、そこでの委員の発言であるので、委員外議員の発言が必要ないのではないかと、もしくは逆に委員外議員の発言は認めないという本来のあり方でいいのではないかと、ということの話があったところである。
- 一つ一つの項目を詳しくやるんじゃなくてこの項目についてどうかと聞いているのだが。ほかにあったらまた出してもらいたい。
- 今すぐというのは非常に難しいと思うが、実は鯖江市が地震とか災害に対する議会が対応する基準を改革委員会で決めているというのを見た。なので、ぜひ今日の議題に載るかは別として載せなくてもいいが、そんなのも事務局で調べていただければ、鯖江市から実際支援いただいたりしているので、6. 4で非常招集・・・
- 他にはないか。
- 下から2つ目の厚生年金の加入についてだが、前回意見書の提出ということで諮ったところ、村上市議会としては意見書は出さないということで決まっているので、国の議長会からの要望であるかもしれないけど、今総務省のほうに全国の自治体1,000の市町村から意見書が出ていると約半分以上の自治体から出ているという現状があって、この参議院選挙終わって、次回の国会でそれが議論になるという話も聞いているので村上市としては態度を示したわけだから今更どうかなというふうには思う。
- 確かにそうですね。我々議会としては、態度を示したわけなので今更協議するのは無駄なような気もする。そのほかにあったらどうぞ。7月の初めだが、最終的な判断というのは12月議会までに出したいと思っている。3月では遅すぎると思うので、そうするとそんなに会議する、検討する場というのはない。だからある程度は、そんなに多くはしないで、縮めて会議を進めていきたいと思うのでよろしく願います。
- 今委員長言われたように、あと限られた回数の中で議論していく中で、この中である程度絞ったほうがいいのかなというふうに思う。前回、上から2つ目の議員報酬議論の前提としての議会活動の見える化というのをこれ清流会の鈴木委員から出してもらったが、見える化というのが私にとってちょっとピンとこなくて、具体的にどういうふうなことを想定されているのかなということも具体的に教えていただければと思う。
- 見える化ということについて、きっちり応えられるかどうかという自信はないが、他の市議会の動きを見た中で、議会基本条例にある項目に沿った形で議員活動がどのように達成されているのか、どこが足りないのかという数値的な評価で市民に示しているという事例があるものだから、それを数値で見えることを見える化と言ったわけだが、そういう先進地の事例をもとにこういう提案をしたという状況である。

尾形 修平 さらにつっこんで、議員の自己評価というのが一番私引っかけただけで、自己評価というのはなかなか難しいのかなと、その辺鈴木委員のわかる範囲でお答えいただければと思う。

鈴木 好彦 自己評価する、確かに自分で自分がどの位置にあるかということ表現するというのは難しいと思うが、その評価のあり場所の説明というものをひとつひとつ例えば5段階においた場合、1からこういう状況に、2の場合はこういう状況、3の場合はこういう状況というところをある程度の範囲をもって示しておけば自分がどこにあるかということについては客観的に自分を反省した場合、位置は見えてくるんじゃないかなという考えからそういう手法もあるのかなという考えである。

尾形 修平 確かに重要な視点だと思うが、この自己評価及び議会評価というのが、具体的に市民生活に直結するかというと、私はなかなかそうではないのではないかなと思う。我々が一番足りないというか、部分で今市民と議会の懇談会、昨年高校生4校とやったし、今年も高校生とやる。あと一般市民の方の集め方というのが、多分どこの自治体もそうかもしれないが、参加される方がやっぱり少ない。それをいかに参加してもらって選挙の時だけうまいこと言ってみたいな話じゃなくて、常にオープンな議会であるということをおこちが門戸を広げてというのが、私は非常に大事じゃないかと思うので来る来ないは別にして、今年も市民と議会の懇談会をやるというふうに一応、議会運営委員会のほうでは決まっているので、それをより充実した格好でできるようなことにちょっと力を注いだほうがいいのかなというふうに思う。

鈴木 好彦 前回の有識者に委ねられた諮問ではないのだけど、5人に頼んだやつ。あそこからの答申の中に議員報酬については、現状のままでいいというお話をいただいたわけだが、議会の動きによってはそれを見直す可能性はあるよということを書いてきてるわけだ。現実、議員報酬については動き出そうとしているわけだ。先が見えているわけじゃないけど。今我々はこの議員報酬については、また手を付けようという動きをしているわけだ。その前提として、議会評価というものの形、私はこういう形で皆さんにお示ししたが、違う形ででも何かしら動き出さないことにはそれは約束を違えることになるんじゃないかなと私はそういう位置からもこの部分について提案をしているわけである。

平山委員長 このことについて、他にご意見あったらどうぞ。

川村 敏晴 自己評価表という各項目ごとに点数化して、そういうイメージで鈴木委員おっしゃっているのだろうけど、項目の選定だとか、先例的な案もおありのようだが、そういうのを拝見して、市民に対しての見える化に該当するのかどうかというのはちょっと評価表みたいなのを見てみないとなんとも言えないのかなというような感じているが、資料あったらお願いしたい。

平山委員長 今出す。確かに鈴木委員が言われたように知見の活用の委員の方は、議員の方が今以上の努力を重ねて活性化するのであれば、報酬上げてもいいというようなことも言われている。それについての意見だと思うが、やはり自分たちもやっぱりもうちょっと努力しなきゃならないということはよくわかる。報酬については、据え置きというふうになったわけなので、それについてはとやかく言わないが、今後についてさらに議員の魅力というのを考えていくのであれば報酬の値上げというのはどうしても避けて通れない問題だと思う。これについては今後もやっていくべきだろうと思う。

委員長（平山 耕君）休憩を宣する。

(午前10時14分)

委員長(平山 耕君)再開を宣する。

(午前10時30分)

平山委員長　もし議会改革でやるとすれば、項目を絞って例えば若い人30代、40代の人に限って集まってもらって、若い人が議会に参加するにはどうしたら一番いいのかというのをまず一番に考えてもらうことを提案したい。そうしたことを絞ってすれば集まってもくれるし、効果も出るんじゃないかという気もする。

尾形 修平　いいと思うのでテーマ等についてはあとは議会運営委員会でテーマを絞ってやるのか、それともターゲットを特定しないで、手法だけ今回変えてやるのかに関しては、議会運営委員会のほうに任せてもらっていいか。

平山委員長　いい、俺も議会運営委員会のメンバーだから。

尾形 修平　はいはい。じゃあそのようにしてくれ。

平山委員長　確かにこのメンバーの中に議会運営委員会に入っている方かなりいるので、ほとんどそうでしょ。同じように考えていいんじゃないか。

事務 局長　今お配りしたものが、先ほど鈴木委員からお話のあった自己評価に関する資料である。A4横のホチキス止めのもので、北海道本別町で行われているもの、それから一枚ものが坂町議会ということでこちらである一人の方、光岡さんが自己評価をなさっているものである。一枚もののほうからだが、平成30年度の坂町議会で12人の議会だそうだが、2行目に光岡さんとあるが、この方が平成30年度の自分の活動を評価しているということである。12人の議会と鉛筆書きのあるものが、3行目の評価日が31年3月31日、裏面が4月5日ということであるので、ちょっと項目が変わっているということである。戻っていただいて左側のほうに主要評価項目というのがあって、議会の活動原則、以下2の町民と議会の関係からあるわけだが、右のほうに評価として分類が◎のよくできた、○のできた、△の努力が必要、×の殆どできなかったということ自分で入れて、その右側にその評価の理由を入れて、今後の課題ということ自分で書かれているということである。もうひとつのホチキス止めのほうで、これが参考にどうかなと思ったのが、先ほど鈴木委員からお話のあった、これは議会基本条例の項目別にピックアップをしてそれぞれが評価したものを議会として一覧にまとめたものということになる。左側見ていただくと、条項とあるがこれは基本条例の条項2条の1項であればその上のところで各議員さんがA B C Dということ概ね達成できたのAからDの達成できていないということをご自分で入れるということ、そのそれぞれのA B C Dがパーセンテージがあるわけだが、右のほうでA評価が何人、B評価が何人ということ、基本条例に則った活動がされているかということ、個々の議員の判断をいただいて、一番右側では議会全体としてはこの項目については今年度については評価がBだったというものを平均を出して行っているということである。はぐっていただいて、その下に検証シートというものがあるが、今度、本別町議会としての活性化計画に結びつけていくということのところで、今後の課題、改善策、活性化計画というものを定めているようだが、そういったもので入れていくということでシートにしているものである。こちらをどこまで市民のほうに公表しているかは、ちょっとまだ調べていなかったところである。以上である。であれば、鈴木委員のほうから願います。

平山委員長 鈴木さん、こういうふうにするということか。

鈴木 好彦 自己評価というのは我々に対する_____である。だからどういう方法があるかということ調べていった場合に、基本条例に則った方法でやっていくのが一番_____ということでこういうものがあるということをお皆さんに示した。これがすべてではない。我々のアイデアもある。それから今市民が求めていることに対して、我々がどうやって答えていかなきゃいけないのかを。これはたたき台という形で考えていただければ。

事務 局長 言い忘れたが、先ほど来のご質疑の中で自己評価、自分で自分を評価するというのは客観的に見てどういうことが難しいのではないかという面もあるということについてはちょっと今どこの議会か定かではないが、例えば、その議会の中で議長だとか議会運営委員長だとか、議会改革の委員長とかそういった方々に客観的な評価をまたひとつもらおうと、また別にそういった評価をもらおうというようなこともなさっている議会もあるようである。

長谷川 孝 これは非常に難しいと思う。なんでかということ、自分が評価するわけだ自分のことを。市民の評価ではないわけだ。要するに選挙人の評価ではないわけでしょう。一般質問何回もやったからって、えいって自分が付けたからってその内容がただやっただけという人だっているかもしれないし。実際そうである、これは無理だと思う。今の村上市の中でやるには、はっきり言って。

尾形 修平 これ最終的に自己評価やったとして、さっきも言ったけどどこまで市民の方に公表できるかである、私が思うに。市民の生活に一切関わらない部分なので、あくまでも議会としての自己満足ではどうしようもないので、この方法に関してはもう少し具体的に鈴木委員のほうで逆に研究してもらって、その研究したものをもう一度改めて発表してもらったほうがいいのか。これ私、2つ資料見ただけではなかなか納得できない。

鈴木 好彦 長谷川委員に確認させてもらいたいのが、報酬の議論を始める前提として、我々の活動を議員としての改革、これが前提にあるということについての認識は共有できているのか。そういう認識でいいのか。

長谷川 孝 はい。

佐藤 重陽 私今日ちょっと遅れてきて話途中でピントがずれたことを言うかもしれないが、そうしたら注意していただきたいと思うが。今自己評価なにかとあるが、はっきり言って坂町議会、本別町が出ているがこれ実はこれだけで始まっているわけでない。私が今まで調べたこういうケースであると、ほとんどが確かに基本条例から発生しているが、平成18年の基本条例からこのままの基本条例ではうまくないと、理念条例から実態条例に変えつつ、その変えていく過程の中でこういうものが出てきているので、今村上みたいに、私まだその前に議員のあり方、議会のあり方から私ら議会を見直すべきだと思っているのに、これを取り入れてもちょっとそれこそあまり意味がないのかな。その前段のところ不足してて、ここに行っても今ちょっと無理なのかな、議員報酬、確かに前回知見を求めたときに議員のあり方、議員の姿勢が良ければ定数はこうだ、議員報酬は変えてもいいんだみたいなことはあったが、そういうものも受けてのこういう話が鈴木委員のほうから出てきたはずだが、それはそれとして一般の市民として言われることはわかるが、議会の中にいる人間として、実際に議会を変えていこう、議員の姿勢を変えていこうという、その議会改革の中で決めていくものとしては、少しここに至る前段のところをもう少しやっついていかないと、この評価というところに行ってもちょっと早いのかなという気はする。流れとしては、ここに行くことは決して

悪いことではないが、その前段のところもう少しやっていったほうがいいのではないかなというふうに思っている。

尾形 修平 今佐藤委員言われたのと同感だが、佐藤委員が考えている議員のあり方、議会のあり方というのは具体的に行動に表せれば、こういうことなんじゃないかというイメージがあったらご披露願えればと思うが。

佐藤 重陽 一番大事なのは、私思っているのは今の村上市議会の中の議会のあり方から始まるが、議会のあり方が個々の集団で出来上がってしまっているんじゃないかなと。本来であれば我々議員個人の持っている機能権限というのは、評決権といくつかの議決権しかないわけだ。本来は議会に与えられた機能権限がたくさんあって、そのものをこの26人の議員の中で議会としての権限をまたは法律を作っていかなきゃいけないはずなのに今そういう仕組みになっていないなど。そこのところをまず、どうしたらそういうふうのできるのかというところを今村上の市議会は取りまななきゃいけないんじゃないかというふうに思っている。ちょっと抽象的すぎてわかりずづらいかもしれないけど、とにかく我々議員に与えられた権限でなくて議会に与えられた権限を市民のためにフル稼働させるためには我々議員のあり方を少し変えていかなきゃならない。それはどういうことからかというところを本来入っていかなきゃいけないんだろうな。何か間違っていると議員個人に非常に強い権限、調査権的なものがあるように思われるが、実際には議会の中に与えられた権限であって我々個人個人に調査権なんて本来ないわけだから、そういうことの我々が議員であるための仕組み、議会としての成果を出すための仕組みづくりをできたらなというふうに思っているわけだ。

平山委員長 今佐藤委員が言われたことについてどう思われるか。意見のある方どうぞ

尾形 修平 確におっしゃられているのはよくわかるし、今村上市議会は会派制というのをひいているわけなので、会派ごとの考え方、方向性、また行き着くところはみんな村上市のためにという思いは一緒なのかもしれないが、個々の会派、また個人の考え方また思想も違うので、それが市議会が一丸となってということになるとなかなか形として表すのは難しいかなというのは痛感するが、その辺もし具体的にるのであればお聞かせ願いたいと思う。

佐藤 重陽 例えば、何を例にしていけば迷うところだが、終局の目的は議会として行動できることであって、会派の行動や個人の行動を制約するものではないけど、ものを動かすとき、要するに条例を作るときとはそうだが、条例作るときは議会で決めていく。決まったものは議員各々、行政もそうだがそれは今度そのものを中心に守っていかなきゃいけないわけだ。仮定は賛成反対あるかもしれないけど、決まったものに対してはそれに従っていくというのが、議会であり、行政であり、それがひとつのルールなんだろうと思うが、物事の決め方から言えばいいのか、例えば新政村上のほうの検討課題の中に書いてあるが、非常にどこの市町村も友好的に活用を始めているところもあれば、村上と同じところもあるが、議員間討議・自由討議、いろんな形でもっと議論すべきだというものがある。ところが、その議論の仕方が今わからない、わからないというのは失礼な言い方だが、議論の仕方、自由討議の仕方をひとつの流れの中でどういう形でやっていくというシステムを作っていないから、自由討議なんてしてないわけだ。かけ声だけはやっているけども、じゃあ委員会終わったときに自由討議やっているか、本会議の途中で休憩入れてその時点では理事者関係なく自由討議・議員間討議をやるわけだが、そういうものをやっているか。基本条例では謳っているけど実際にはやっていないというのがある。そういうものを具体的に形にしていくところから

やっていくとおのずといろいろなものが変わりつつあるのかな、変わっていく可能性があるのかなというふうに思っているので、まず手の付けられるところからなんだろうなと思った時に私は例えば会議の持ち方、会議の進行の仕方をひとつ考えても変わる可能性があるんでないかな。ただ、数だけで決めたんじゃないで、数に至るまでの決め方というものも大事にしていかなきゃいけないんでないかなというふうに思う。

尾形 修平 今の意見は、上から3項目めの議員及び委員会運営の質向上に向けた取り組みの中にも入るわけだよね。

佐藤 重陽 そういうことの積み重ね、そういうことのいろいろな取り組みが、おのずと、議員のあり方、議会のあり方が変わってくる、方向性を見つけてくれると思う。

平山委員長 他にあったらどうぞ。

長谷川 孝 結局いろいろなことを言っているけど、これ全部やる時間がないということでしょう。結局、一番あれなのはさっきから言っているように住民の皆さんへの議会とのつながりを懇談会とか意見交換会というのと、2番はちょっとあまりにも具体的すぎるのでまず今後の課題として、3番目と1番目を2つ、1と3を2つに絞って、議員及び委員会運営の質向上に向けた取り組みというのを括りでもって、議会の質向上に向けた取り組みにして、議員と委員会とかに分けてやると、もう少し細かくやると。この2つくらいで時間的に無理なんでないのかなというふうに思っている。どんなもんだろう。

平山委員長 そうだと思う。委員外議員の発言についてのことについてはどうか。

長谷川 孝 それに関しては、認めないというのは私だんだんだんだんその議会が閉じていくような考え方も持つ。新しい議員が入ったりして、わからないことを質疑するというのは2回までか。2回までくらいは許してやらないと、これ何でも一言も質疑できないと言ったらだんだん委員外議員の参加者なんかなくなる可能性もあるから。これだけはちょっと2つくらいなんで辛抱してもらって、これをやることによって5時までには終わらない委員会だとか出てくるんだったらそれは問題だけど、これは残しておいたほうがいいのでないかなと私は思う。

事務 局長 付け足しで説明だけさせていただきます。これについては、県の事務局長会議のところでも質問で出させてもらって各市議会のことを聞いてみたことがあった。本来、委員会制をとっているわけであるので、委員会付託行為については、委員以外の方が発言の機会があるというところはほぼ無い。村上市については、こういった形の運用をしているわけだが、そもそも論から言って、この委員会を開くときには委員会の招集について皆さんのところに案内がされるわけだが、その案内でもって委員が参集されると。当然その参集については、途中の経路に登庁か退庁のときに事故等遭った場合には当然補償されるということがあるわけだが、他の議会であれば、委員会の委員外議員というのは招集なしで来られている方々、なのでそういった扱いは受けない。発言も当然しないということでされているそう。ただ、村上市については、今までも行ってきたとおり案内については、こういった会議があるということは他の議員にも知らせているので、朝登庁されてきたときに委員外議員出退簿に書いてもらう。そこに出てきた、帰りも当然きちんと帰ったということをもって、そこでの発言の担保、それからもし何かことがあった場合の補償ということ、それからもうひとつは、実際費用弁償として、キロあたりの交通費も2km以上の方に支給されている。この支給についてもそれをもって根拠としてはやっているのだが、これはグレーゾーンである。それまで認めるかというのは、他の議会ではないことである。それを村上市議会としてはやってきているのだということをご承知おきいただいております。

尾形 修平 今局長発言したのは非常に重要なことだと思うが、前回渡辺副委員長ほうから自分の所属しない委員会の閉会中事務調査にも一議員として参加する機会を与えてもらいたいということで、あれと同じ扱いで私はいいと思うので、あくまでも費用弁償、障害交通事故等の問題に関しては公務扱いはもちろん出来ないと思う、委員外議員の人は。あくまでも委員会の委員長が招集した委員だけの扱いで、あとはあくまでも委員外議員とは言いつつオブザーバーという扱いにしかならないのではないかなというふうに思う。先般、閉会中事務調査に行った時も多分そういう扱いでされたと思うので、それでいいのかなと思うが。

佐藤 重陽 今微妙な部分もあるが、これ村上市議会が今新市になってからじゃなくてそれ以前から、委員外議員を出席認めているというのは、いろいろ過去にも協議した。そこで出た中で、本来どこも委員外議員の発言、出席なんて促していない。何かといたら本来、同日委員会開催というのができることがあたりまえである。だから我々は今日は総文、明日は市民厚生とやっているが、大体3委員会であれば同日開催できるような状態の中で委員外議員なんてありえないわけだから、ただ村上の場合は議会の環境がそういう環境に整っていないということの中で、あともうひとつは委員会審査を重んじる議会なんだという考え方の中で、同日開催ができるまでは今の委員外議員の発言は出席を認めるのであれば、発言も回数制限はあるが継続していったらいいじゃないかということできたと思う。私らが議論したときはそうだった。あくまでも最終的には同日開催ができるような議会の体制・議会になれることが本来なんだけど、それまでの間の形としては今の形を踏襲していったらいいんじゃないかという話だったはずである。あとそこで、委員外議員の例えば事故だとか、何か市役所の中でこういう委員会としてやる、そこに委員外議員の人も出てきていいよ。それは呼びかけていろいろ交流あっていいと思うが、その時の事故はどうするのかと言ったときに、その事故扱い、報酬は出ないけれども例えばその人が事故に遭ったり何かしたときには、やはり全員協議会も含めて、全員協議会というのは準公務、要は本会議が公務だとすると、確か全員協議会的なものは準公務として取り扱うよね、考え方は。そうしたときに、一委員会の委員長がこの度私どもの委員会でこういう事業をやる、皆さん是非おいでくださいということを議長なりなんなりと相談して、こういうふうに呼びかけてやりますということになれば、それは準公務の扱いの中で事故がおきた場合にはやはり公務の中の事故として取り扱ってもいいんじゃないかなというふうに思う。ただ、報酬的なものは関係ないけれども、福利厚生と言えはいいのかな、そういう部分については準公務として委員長が正式に呼びかけたりまたは認めたものに議員が出る場合には準公務の扱いとして充てていったらいいんじゃないかなというふうに思うが。

板垣 一徳 尾形委員が言うように公務である、全員協議会であれ委員会であれ案内を出した限りは出席してくださいという案内である。となれば、これは公務で、来た人にはもちろん保障しなければならない。今の問題をやるということになれば、局長が言うようなそういうことがあるという問題を含めて、私どもが意見交換をしなければならない。本当にそういう指導なり、あるいは他の地域で保障がないというのであれば、出席は求められないんじゃないの。私が思うには。だとすれば、そういうことを真剣にこの中で議論して今言うようにやめたほうがいいということがいいのか、それとも出席は自由にしていただくということでどうぞ意見は2度は許すよという規定にすれば、公務災害にならない。その辺のことを明確にしないと事故が起きたとき大変なことになる。

長谷川 孝 今回の確認だが、板垣委員言われたように例えば問題は、質疑2問しようがしまいが、委員外議員として出席、サインしてこの委員会に入れば費用弁償は伴うという話になるわけなんですよ、質疑しようがしまいが、交通費。

事務 局長 今回の扱いは、朝委員会のある日に事務局に来て、委員外議員出退簿に何時に来て何時に帰ったというところを出してもらえれば、交通費支給対象であれば交通費を出しているということである。事務局長会議のところでも村上市を紹介したときには、逆の考えでなぜ2問までの質問を委員外議員に認めているということをもって、なので旅費を出しているんだという言い方をした。旅費を出すことの根拠は委員会に出ていて、意見も言えるんだから、言う言わないは別だが、言えるという状況にあるのであれば、これは委員並みだと、それをもって旅費を支給しているということである。たださっき言うようにこれはいわゆる方便に近いのかもしれない。グレーのゾーンであるが、それを認めていくのか、それとも今おっしゃったようにあくまでも前提は案内があるかどうかである。板垣委員がおっしゃったように。案内がない方々が来られているということについては費用弁償も補償もしないと、これが基本だそう。なので、分けて考えたほうがいいのかもわからないが、発言は認めよう。その代わりに、補償も費用弁償も発生しないよということでもいいかというのを今おっしゃったように議論のひとつかなと。

長谷川 孝 旧村上市のときには、交通費というのは支給しなかったから今の問題はなかったわけ。それと同時に佐藤委員が言うように本来だと、委員会同日開催にすればという議論を旧村上市の議会改革特別委員会のときにやった。ところがそうするには委員会を3つ作らなきゃだめだとか、同日でやる場合には、委員会室を。いろいろなことがあって、今までどおりでしようがないねということになったわけ。その委員外議員の取扱いをどうすると言ったときにそのときには交通費の問題はなかったから、やっぱり他のところはやってないけれども、村上市はそれを認めて、自分が何か聞きたいことがあったら来るということをもとで委員会を開催しようとなったら、結構旧村上市のときは委員外議員がものすごく多かった。それでやっぱり来れば2問ずつやっていた。それでも5時までにやれたという現状を見た場合に、今みたいに交通費の問題はあるのだけど、その当時はそういうことをやってもいいんだってことのやり方をした。今問題になっているのは、その交通費というのが出ているというのを初めて知ったわけ。それと突然、自分の署名しなきゃだめだというのも俺最近来ないからわからなかったけど、署名しなきゃだめだというのもつい最近だよ、それやり始めたの。それを始めたということは、交通費を出すからという前提のもとで始めたということなんですよ。

板垣 一徳 私ども合併するときに、10年前にいわゆる村上市は2kmない。ところが私どもは、合併させてもらったものだから、朝日も2km超える、もちろん山北、荒川は超えているわけだ。すべて村上市の議会に準ずるということで法定協には合併した。報酬いわゆる議会の方式もすべて本当はなっただけけれども、ただ交通費だけは距離が遠くなれば、職員が今度は距離が遠くなる。そうすれば、私ども特別職も当然なんではないかというようなことで、それが取り入れられたということで、合併からこうなっていることは間違いない。ですから今やっぱりこれを慎重に議論して、補償問題だから。参加するのであれば参加していただいて、そして今言うように交通費を出さないという考えであるならば、これはやっぱりいささか疑問だと思う。だから、交通費を出す限りはきちっとその人にも、もちろんここに参加した人は補償するというのを

きっちりと、従来の今までどおりにしておいてもらわないととてつもないことになるんでないかな。

尾形 修平 局長ね、今の現状は例えばその交通費はわかった。あと例えば閉会中事務調査みたいなところで外部に出たときに、何か事故とか、本人が転んだとか怪我したとかっていうやつに対しても補償が出ているのか出ていないのか、委員外議員の件に対して。

事務 局長 今まで委員外議員が行くという場面ってあまりなかったが、それを当てはめるという議論をしたことがない。実際、今までそういった事故なかったが、それは参加のときにこちらが把握をしてどういう扱いをするかちょっと検討させてもらいたいと思う。

尾形 修平 例えば、委員会で行って委員の人が、怪我したとか何かというのは公務災害にあたるんでしょ。どこに線引きしているのか、事務的な手続きとして。

事務 局長 例えば、高速交通等対策特別委員会とか同じ閉会中の中でも学識経験者に来てもらって講演いただくとか、国土交通省の新潟国道事務所の所長さんに来ていただくとか、そういう機会のときは案内文書にせつかくの機会なのでお集まりくださいということをお案内入れていると。そういったところも案内としての形態はとれているのかなということでの扱いはしてきたつもりである。なので、全く案内そういったこともなく、ただその閉会中が一緒に行きたいからというのは、今の扱いはその所管の委員長に聞いて、出てもいいかというのは了解をもらった上で出てきてもらっているが、その事故があった場合のどうするかということまでは事務局としてはまだ検討してなかったところである。

佐藤 重陽 そんなことも決めればいいのかもかもしれないけれども、一般的に考えるという言い方はよくないのかもしれないけれども、とにかく委員長が認めた、議長が認めた正式な委員会をやる上で委員長が認めて、委員外議員にもこういう視察研修やると、皆さんも参加できるようだったら関心のある方は是非参加してくださいみたいなことで、そして参加しますということになって、要するに委員長が認めた時点でそれはひとつの公務公務として扱ってやらないと、または議長が呼びかけて他の関係ない議員ももし希望があれば是非せつかくの機会なので参加してくれみたいなことがあった、呼びかけた場合、またはそれを認めた場合にはもうすでに公務という扱いにしていく必要があるんでないかな。逆に言えば、していったあたりまえだって、旅費が出る出ない関係なく・・・

三田 議長 今委員外議員のことを根深く皆さんに議論してもらいたいなと思っているが、発言を停止させるという意味合いでとられると非常に困るけども、委員外議員の発言を取りやめたほうがいいという意見を様々聞いている。というのは、なんでもありだなということである。委員会制をとっているわけだよね。例えば、そのために会派で委員会重複しないようにある程度やっているわけだよね。それで無会派の人は、総論的なあれは本会議で質疑できるわけだよね。それが皆さんどうかかわからないが、聞いていれば所管課へ行って問題を解決できるような話をごちゃごちゃごちゃごちゃ言って、委員外なんだなんてようなヤジもとぶ。だから逆に言えば、それが阻害要因になっているような気もする。今言うとも県内の議会はあえてそれをやっていないところが多いと、グレーだということですよ。そういうことからしたらもうちょっと根深く掘り下げて議論してもらったほうがいいのでないかな。むしろ議員がここへ来て思いつきで2問質問するんじゃないかと、その調査権はやっぱり自分たちがあるわけだから自分でそれを徹底的にやるのであれば自ら調査してしっかりわかるような方法で、そんなの所管課行けばわかるじゃないかというような発言が多いような気がする。だから議員の

発言を止めるということではない。委員会主義なんだから委員会でおおいに議論すればいいわけだし、例えば同じ会派の人がその委員会に所属しているわけだから、その人をお願いしてやってもいいわけだね。だから何でもありのもこれもまた議会の皆さん、議会改革のことを真剣に今議論していただいているけども、私も反対意見も物事にはメリットデメリットは必ず裏表にあるんだということは承知しているが、これはもうちょっと皆さんで議論していただければと思う。

板垣 一徳 議会改革で今の問題を、全部やめるのか、それともただ補償だけは、やるからには補償しなきゃないんだということをきちんとそこで我々も心配だったら、局長も心配だったら内部で調べていただいて、改革だからここで議論すべきだ。

三田 議長 皆さんのこの補償の問題、それから交通費の問題、議論しているが、これはもちろん委員長が招集した人たちは当然それは補償の限りであるし、私どもの招集の範囲であればこれはもちろん例えば、佐藤委員言われたようにどこかの委員会で講演を頼むということで皆さん招集してくれと言え当然、これは公務災害の対象になるという認識でいる。だからあえてそれを交通費と公務災害に対しての議論は常識で判断できる問題だと思うので、これは私どもできちっとやらせる。

長谷川 孝 今議長言ったのは、委員外議員で出席する分についてもある程度交通費とか災害とかには該当するという考えとそれともうひとつ会議においての局長自体がこの問題を交通費と絡めてやったもんだからややこしくなったんだけど、議長の言うように委員外議員3委員会出ているわけだから議長が一番よく知っていると思うのだけど、委員外議員の中でやっぱり委員会にとって、メリットよりもデメリットのほうが多いということと、それからこんなことは課長に聞けばわかることなのというような部分が委員会に出席して多いという認識でいいわけだね。

三田 議長 そういう認識で構わないと思う。ここへ来て委員会の議論を調査してあれするというのは、これはもちろん災害も付かないだろうし、何にも付かないだろうけども、勉強してもらうのは一向に構わないと思う。むしろ、ここ皆さんでいろいろやってもらいたいが、そのものがむしろ議員の質向上に阻害になっている面もあるやに私見受けられるから発言をさせていただいた。

尾形 修平 いろんな案件をごっちゃにして、今話したんで結果的にこういう話になっていると思うのだけれど、今の一番下の発言は委員外議員の発言を認めるか認めないかである。委員外議員が委員会に参加するのは全然問題ないと思う。さっき言った、閉会中事務調査に委員外議員が参加したいというのを拒む理由はないと思うので、その時点でのその補償の問題と交通費の問題が一緒になっているからごちゃごちゃになっている話なので、ひとつずつやっていけばすぐ解決できるものだと思うけど。局長に聞きたいが、公務だとか公務でないとかそういう保険のかけ方はしていないでしょ。例えば今日の委員会にオブザーバー来たのにこの人が委員会に招集されてないからなんていうのはあとの話だ。事故起きてからの話である。

事務 局長 共済組合からの話ということで会議のときに紹介があったのは、いわゆる招集されているかどうかというのが重要な項目だということであった。なので、今議長がおっしゃったように招集の仕方でもってそれが可能だということで招集の問題ということがあったので今後そういった招集の仕方は例えばさっきあったように皆さん来てくださいということがより明確にされれば問題ないと思うが、ただ本来論に立ち返っていつて、もともと委員会制をひいているのであれば、委員会の委員が発言するのが当然であって、議長が言ったようにそれを党派制とっているのだから党派の同僚議員でもで

きるといふこと、本来に立ち返って考えたらどうかといふのが元である。

尾形 修平 補償の話と委員外議員の扱いとは別な話だといふ話。今ここで決めればいいのは委員外議員の発言を許すか許さないか、委員外議員の閉会中事務調査の参加を認めるか、認めないか。

板垣 一徳 今日決めるのか。この5つの中から審議することが今日の議案でしょ。三つなら三つ、二つなら二つ、2番が無理であれば、1、3、5とこれを審議しようといふことをまづ今日決めてもらって。

平山委員長 そうですね。

三田 議長 そういふ持ち帰って、こゝういふ意見あるんだといふことで三つ。例えば3回するうちひとつずつ決めるといふことを今日決めればいいのではないか。

平山委員長 ごめんなさいね、最初から本当は決まっていた。本日は項目の決定をしていただく、そこまでだった。ただ、皆さん議論が進んでいるのに止めるの悪いからそうしただけなんだよ。

長谷川 孝 今局長に調べてもらいたいのは、議員が町内に入って、例えば市民から相談受けたことを課長とかに相談にきた場合、これはじゃあ階段下りるときにひっくりかえったなんていふのは公務にならないといふふうには、その辺をきちんと線引きしてくれないか。

事務 局長 ならない。

長谷川 孝 ならないわけね。要するに、議会の議員は招集かけたのの委員会と本会議とかのとき以外は公務でない。

事務 局長 そうである。

竹内喜代嗣 長谷川さんなんかは盛んにやっているけども、調査活動で何とか市議会とか何とか市に訪問して調査する際に、議会通じて許可を得てやる場合がある。この場合は公務扱いになるのか。

事務 局長 議会通じて、通じなくてやっても閉会中のものと、それから会派が行う調査といふことで、それを議長名で依頼をする。会派からは会派長を通じて、この研修、この視察に行きたいといふものが上がってきて、議長がそれを認めていく。これで公務である。

平山委員長 この件については以上とする。

協議事項(2) その他

平山委員長 協議事項の(2) その他についてを議題とする。

事務 局長 本日お決めいただいた項目については、次回から検討する項目については、1、2、3とあったが番号をふっていないが、一番上の市民と議会と懇談会と。今までで検討した項目が一番目これはすでに本日で検討が終わったと。そうすると、3番目の項目について、議員及び委員会運営の質向上に向けた取り組みについては、項目名を調整して、先ほどの案であれば議会の分と議員の分と分けて項目立てて取り組んでいけばどうかといふ案をいただいたところであった。それから一番下のが5番といふことだったが委員外議員について、今後議論をしていくといふことであった。以上である、よろしかったか。

平山委員長 ほかに皆さんから何かあったらどうぞ。

議会基本条例の一部改正について、議員発議をすることについてなっている。今回の第22条に2項を加える改正以外に、第4条に地方自治法について、以下法という部分を削除することについて議会運営委員会の報告前であるが、今回一緒に削除の改正に加えてどうかといふのが出ている。この件について、皆さんの発言を求める。

事務 局長 説明させていただいてよろしいか。皆様のところの今回、その他ということでご議論いただくというところであるが、前回決めていただいたとおり、採決でもって議案の提出ということになったわけだが、そのことにもう1項目、議案の中身に加えていただきたいというものである。実は、基本条例の第4条のところに、地方自治法ということが出てくる。4条というのは議長の責務である。読み上げるが、議長は議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保ち、保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うということで、第2項であるが、議長は緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。いわゆる議長が臨時会の招集を市長に招集するとあるが、この内容では全くない。内容では全くなくて、「法」という。」ことがこれ以降の第5条以降に全く地方自治法という言葉自体が出てこない。これをもっと早くに直しておけばよかったが、なので今回基本条例を議員の倫理のところ直すわけであるので、併せてこのことも直しさせていただければということで出ささせていただいた。本来であれば、これは議会運営委員会にかけて、ご同意いただいとということになろうかと思うが、その議会運営委員会に同意を得るといのはまた別で考えるとして、この内容について皆様のほうでご議論いただきたいと思う。

平山委員長 何か発言あるか。今の発言でいいと思うが。本議会の最終日に議員発議することになっているが、その発議者の提案者を鈴木委員にお願いしたいと思うがいかがか。

鈴木 好彦 反対されたお三方に、もし質疑等あればこの場でお願いしたいと思うが。

板垣 一徳 基本条例に載せなくても、もっと議員一人一人の倫理の問題なんだから、基本条例に載せなくてもこんなこと守るのは当然だよと、だから一句下げたって、下がったところでそのことを明記しておいたほうがいいのかという考えである。

平山委員長 皆さんいいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平山委員長 そうということで、最終日に議員発議するのでよろしく願います。

4 その他

平山委員長 最後に次回委員会の開催日時を相談したいと思うが。

事務 局長 事務局のほうで日程の案を持ってきてないが、8月中が厳しいかなと思っていたが、1か月に1回やるということだったので、もう一度8月中の日程を調整させていただきたい。お盆とそれから各お祭りとか、いろいろあるので、これをなんとかしたいと思うが、場合によっては9月の頭に持っていくとか、あるかもしれないが。なんとか8月に入れ込むようにもう一度調整させていただきたいと思うので、追って皆様にまたお諮りしたいと思う。

尾形 修平 ちなみにプレ議会運営委員会が20日、議会運営委員会が27日と決まっているから、そこメンバーはほとんど一緒なんだから、一緒にするような方法で調整してくれ。

事務 局長 そうすれば、8月20日と27日火曜日で日程を調整したい。

平山委員長 次回は8月20日か27日ということでご理解ください。なお、本日の委員会の結果等については委員の皆さんから各会派へご報告、そしてご協議くださるようお願いする。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。

（午前11時27分）

